公益財団法人山口県健康福祉財団

役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程

 平成２５年規程第１８号

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人山口県健康福祉財団（以下「財団」

という。）の定款第１５条及び第３３条の規定に基づき、役員、評

議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定

めるものとする。

（定義等）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該

各号に定めるところによる。

　(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

　(2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする

　　　者をいう。

 　(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

 　(4) 評議員とは、定款第１２条に基づきおかれる者をいう。

 　(5) 会計監査人とは、定款第２６条第４項に基づきおかれるも

　　　　のをいう。

 　 (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関

　　　　する法律第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務

遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であっ

て、その名称のいかんを問わず、次号の費用とは明確に区分

されるものとする。

 　(7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通信費、旅費（宿泊費

　　　　を含む。）、手数料等の経費をいう。

（報酬等）

第３条　財団は、役員、評議員及び会計監査人の職務遂行の対価とし

て報酬等を支給することができる。

２　常勤役員の受ける報酬等の種類は報酬及び期末手当とし、そ

の額は次のとおりとする。

　　(1) 報酬については、１月当たり３２０，０００円を超えない

　　　範囲で、理事会において定める額（以下「報酬月額」という。）

　　　とする。

　　(2) 期末手当の年額については、報酬月額に１００分の１３０

　　　を乗じた額に１００分の３２５を乗じて得た額とする。

３　非常勤役員及び評議員の受ける報酬等の種類は報酬とし、そ

　の額は１日当たり９，２００円とする。

 　ただし、山口県の一般職の職員が非常勤役員又は評議員を兼

職するときは、報酬を支給しない。

４　役員及び評議員の退職手当は、これを支給しない。

５　会計監査人の受ける報酬等については、監事全員の同意を得

て、理事会において定める。

（支給方法、支給日）

第４条　常勤役員の報酬等は、通貨をもって支払うものとし、その支

給方法、支給日については、財団の職員給与規程（以下「職員給与

規程」という。）に準ずるものとする。

２　非常勤役員、評議員及び会計監査人の報酬は、業務遂行の都度、

支給する。

（費用）

第５条　財団は、役員、評議員及び会計監査人がその職務遂行に当た

って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞な

く支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もっ

て支払うことができる。

２　非常勤役員、評議員及び会計監査人が理事会又は評議員会に

出席する場合の旅費については、前項の規定にかかわらず、請求

があったものとみなし、財団の旅費規程により支払うものとす

る。

（公表）

第６条　財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律第２０条第１項に定める報酬等の支給の基

準として公表するものとする。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

　附　則

 この規程は、平成２５年２月１日から施行する。

附　則

 この規程は、平成２６年１２月２６日から施行する。

附　則

（施行期日等）

 １　この規程は、平成２８年３月２５日から施行する。

　２　改正後の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に

関する規程（以下「改正後の役員等報酬等規程」という。）は、

平成２７年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払い）

　３　常勤役員が改正前の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並

びに費用に関する規程に基づいて平成２７年１２月に支給され

た期末手当は、改正後の役員等報酬等規程の規定による期末手

当の内払いとする。

附　則

（施行期日等）

 １　この規程は、平成２９年３月２８日から施行する。

　２　改正後の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に

関する規程（以下「改正後の役員等報酬等規程」という。）は、

平成２８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払い）

　３　常勤役員が改正前の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並

びに費用に関する規程に基づいて平成２８年１２月に支給され

た期末手当は、改正後の役員等報酬等規程の規定による期末手

当の内払いとする。